日常生活自立支援事業の運営適正化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　日常生活自立支援事業の概要日常生活自立支援事業は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行うものである。実施主体は大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）であり、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）への委託により、市町村社協において、「専門員」と「生活支援員」が相談・支援を実施している。また、府社協は「大阪後見支援センター」において、市町村社協への相談援助、実地調査、困難事例への相談対応等を実施している。

|  |
| --- |
| 【支援内容】(1) 福祉サービス利用援助：必要な福祉サービス利用支援、役所の手続き支援等(2) 日常的金銭管理サービス：福祉サービス利用料・医療費の支払い　日常生活費の定期的届け、公共料金・家賃等の支払い 年金の受取の支援　等(3) 通帳や証書類、印鑑等の預りサービス：定期預金通帳の預り（1,000万円を超えない範囲）、 実印・印鑑の預り、年金証書の預かり　等【専門員と生活支援員の役割分担】「専門員」は主に相談、契約、支援計画の作成を実施。「生活支援員」は支援計画に基づき出金、家庭訪問、状況変化の察知等日常の具体的な支援を行う。 |

２　事業運営の適正化1. 市町村社協における規程等の整備・運用

保管物品等に関する取扱い規程や事業マニュアルを整備・運用。毎年、事業実施体制調査・金銭管理及び預り物品の保管等に関するチェックリストを府社協へ提出。1. 府社協から市町村社協（全41機関）への実地調査

国からの通知に基づき行っており、現状は２～３年に１回程度実施。実地調査での指摘事項については、１か月以内に改善結果報告書を入手しているが、実施予定のみの報告となった場合の実際の実行確認は基本的には次回の実地調査時に行っている。但し、改善結果報告書に未実施項目が多い場合は、次回の実地調査を待たず改善の実行確認のため往査して聞き取り調査することもある。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施年度 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 実施機関数 | 18 | 13 | 15 | 16（予定） |

 | 府社協が平成24年８月に実施したＡ市社協への実地調査の結果、マニュアル違反を含む７つの重要な指摘事項が示され、平成24年９月にＡ市社協は当該項目に対する改善結果報告書を提出した。その際、５つの項目については今後の改善実施予定を示すに留まっていたが、府社協がそれに対する改善の実行確認（聞き取り調査）を実施したのは約１年後の平成25年10月になってからであった。さらに、うち１項目（下記(3)利用者への金銭出納状況の総額報告頻度）については未だ改善がなされていなかった。 | 実地調査による指摘事項に対する改善の実行確認までに約１年もの期間を要しており、さらに、未だ改善がなされていない項目も見つかっていることは問題であり、利用者の金銭、財産の安全を確保する観点から、これらの指摘に対する対応に対して迅速に取り組まれたい。 |
| 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の見解 |
| ［Ａ市社協への指摘のうち改善実施予定を示した５項目］の(3)について利用者の日常の預貯金の出し入れなど、利用契約に基づく金銭管理に関する支援はその都度利用者に報告を行い、利用者に通帳残高を確認してもらって出納台帳に押印をいただいているが、(3)でいう金銭出納状況報告は、それに加えて契約に基づき収入・支出総額や、残高総額などの状況について、少なくとも半年に１回以上の報告をするよう指導しているものであり、Ａ市社協は、自ら３か月に１回報告すると取り決めているところである。しかしながら、取り決めどおりの定期的な報告がなされていなかったことは誠に遺憾であり、今後ともＡ市社５協に対しては、適切な事業運営を図るよう指導していく。本事業は判断能力が不十分な人が対象となる事業であり、適正な事業運営の確保は最も重要な課題であることから、今後、実地調査において重要な指摘を行った場合には、迅速な実地確認に努めることとする。 |
| 【Ａ市社協への指摘のうち改善実施予定を示した５項目】1. 原則として現金の取扱いは行わないルールだが、多額の現金保管が常態化しており、さらに、日中は施錠を行わない場所に保管されていた。
2. 金銭払出しに当たっては、少なくとも２人以上の職員がチェックするルールだが、事務局長のみでチェック、決裁を行う体制になっていた。
3. 利用者へ金銭出納状況の定期的な総額報告について、契約書記載の３か月毎に行っていなかった。
4. 支援内容については、ケース記録を整備し決裁を受け、供覧するルールだが、記録が完全ではなく、供覧もされていなかった。
5. 契約締結せず判断能力が不十分な方の通帳等を預り、金銭管理を実施したケースが７件あった。
 |
| 措　置　の　内　容 |
| １　平成24年８月に実施したＡ市社協への実地調査での指摘事項（５項目）については、平成25年度及び平成26年度に実地調査を行い、その改善状況を確認した。２　府社協による市町村社協への実地調査は２、３年に１度の頻度で実施しているが、比較的指摘事項が多かった市社協に対しては翌年度に実地調査を行い、改善状況を確認している。平成26年度からは、指摘事項の多かった市町村社協については翌年度の早い時期（おおむね上期）に実地調査を行うこととし、加えて、指摘事項が多く翌年度の早い時期に実地調査を行う市町村社協を選定する際の考慮要件を設定することで、可能な限り早いタイミングで指摘事項の改善確認を実地調査で行う運用とした。 |